2026年11月４日

各　　位

会 社 名：　ウインテスト株式会社
（コード：6721　東証スタンダード市場）
代表者名：代表取締役　　姜　　輝
問合せ先：管理本部長　　鎌田　文明
（ＴＥＬ：045-317-7888）

親会社及びその他関係会社の異動に関するお知らせ（開示遅延）

当社の親会社である武漢精測電子集団股份有限公司は、当社が2024年10月31日に発行したＧＦＡ(現abc)株式会社を割当先とする第12回新株予約権の一部行使により、議決権に対する割合が減少したため、2025年２月３日をもってその他の関係会社となりました。しかしながら、本日に至るまで当該発生事実に関する適時開示が未了となっておりました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおりお知らせいたします。

１．異動の年月日
2025年２月３日

２．異動が生じた経緯
当社の親会社である武漢精測電子集団股份有限公司は、当社が2024年10月31日に発行したＧＦＡ(現abc)株式会社を割当先とする第12回新株予約権の行使の一部行使により、議決権に対する割合が減少したため、2025年２月３日をもってその他の関係会社となりました。

３．異動した株主等の概要（2024年12月31日現在）

（１）親会社に該当しなくなった株主

（１）	名称	武漢精測電子集団股份有限公司
（２）	所在地	中華人民共和湖北省国武漢市洪山区書城路48＃（北港工業園）１棟11階
（３）	代表者の役職・氏名	董事長　彭　騫
（４）	事業内容	フラットディスプレイ技術の研究開発；OLEDティスプレイ検査システム、コンピュータコントロールシステムインテグレータ、オートメーション設備の研究開発、生産、販売及び技術サービス；太陽エネルギー、リチウム電池及びその他新エネルギー検査システム、電源検査システムの研究開発、生産、販売及び技術サービス；ICデザイン、半導体検査設備の研究開発、生産、販売及び技術サービス；貨物及び技術の輸出入（中国において禁止又は制限された貨物及び技術の輸出入を除く）；電子製品設計、生産、販売
（５）	資本金	274,192千人民元（日本円：5,941,753千円）
（６）	設立年月日	2006年４月20日

（７）	連結純資産	4,189,476千人民元（日本円：90,785,945千円）
（８）	連結総資産	10,076,306千人民元（日本円：218,353,567千円）
（９）	大株主及び持株比率	彭　騫　25.57％ 陳　凱　 8.22％
（10）	上場会社と当該株主の関係	
	資本関係	当該会社は、当社の総株主の議決権の44.39％を所有するその他の関係会社です。（2024年12月31日現在）
	人的関係	当該会社の役員１名が当社の取締役を兼任しています。
	取引関係	該当事項はありません。

＊上記円換算は、2024年12月31日現在の三菱UFJ銀行の為替レート（TTM）１人民元＝21.67円にて換算しております。

３．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

武漢精測電子集団股份有限公司

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合　計
異動前 (2024年12月31日時点)	親会社	200,000個 (44.39％)	―	200,000個 (44.39％)
異動後 (2025年２月３日時点)	その他の関係会社	200,000個 (39.65％)	―	200,000個 (39.65％)

（注）１．異動前の議決権所有割合は、2024年12月31日現在の発行済株式総数45,059,100株から議決権を有しない株式6,800株を控除した総株主の議決権の数450,523個を基準に算出（小数点以下第三位を四捨五入）しています。

２．異動後の議決権所有割合は、上記の総株主の議決権数450,523個に、2025年１月１日から同年２月３日までに新株予約権により増加した株式数5,394,000株に係る議決権の数53,940個を加算した504,463個を基準に算出しております。

３．議決権所有割合は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

４．開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はございません。

５．今後の見通し

当該親会社の異動による当社の業績に与える影響はありません。

６．適時開示が遅延した理由及び再発防止策

本来は、当社の親会社である武漢精測電子集団股份有限公司が、2025年２月３日をもってその他の関係会社となった後速やかに適時開示を実施すべきでしたが、当時の確認が不十分であったため、適時開示を実施しておりませんでした。今般、外部から指摘があったことから、本日の適時開示に至りました。

今後、同様の開示遅延を生じさせないよう、適時開示事項に該当しうる事実が決定・発生した場合には、複数の担当者で適時開示の要否を確認・精査するなど、社内チェック体制の強化を図ってまいります。

以　上